

みんなで支える

介護保険

介護保険制度は、40歳以上のみなさまが納める保険料と、国・道・町の公費を財源に、1：1の割合で運営しています。介護サービスを十分に整え、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料をきちんと納めましょう。

◎保険料の納付方法

＜保険料の納付方法は 【特別徴収】 の方と 【普通徴収】 の方がいらっしゃいます＞

【特別徴収】 とは	<ul style="list-style-type: none">・2か月に1度支給される年金から保険料が天引きされます。・「介護保険料特別徴収通知書」を同封しています。 年金から天引きされる額を記載しています。※多くの方は特別徴収での納付となります。
【普通徴収】 とは	<ul style="list-style-type: none">・保険料を8期（6月～翌1月）に分けて、納入通知書で納付します。・「介護保険料納入通知書」を同封しています。 各期で納付する額を記載しています。・納付の際には金融機関等の窓口へ納入通知書を提出してください。※下の表に当てはまる方が普通徴収となります。
【普通徴収】 になる場合	<ul style="list-style-type: none">・満65歳になったばかりの方 （年金受給開始後、6～10ヶ月後を目途に特別徴収が始まります）・年度の途中で保険料の段階が変更となったとき・年金が支給停止になったとき・他の市町村から転入してきたとき・年金支給額が年額18万円未満のとき など・・・

◎保険料を納めないでいると

介護保険料を納めないでいると、滞納している期間に応じて次のような措置をとる場合があります。納め忘れに十分ご注意ください！

- 1年以上滞納すると → 利用した介護サービス費用を全額負担し、後日、申請により保険給付分を支払うこととなります。
- 1年6ヶ月以上滞納すると → 利用した介護サービス費用を全額負担し、申請しても保険給付分の一部又は全部が差し止めとなったり、滞納保険料と相殺したりすることとなります。
- 2年以上滞納すると → 利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費※の給付が受けられなくなります。

※高額介護サービス費…利用者負担が高額になり限度額を超えた時に支給される給付

★★★普通徴収の納め忘れを防ぐために『口座振替』がおすすめです！★★★
(税金等の口座振替をしている方も別途手続きが必要です)

《口座振替手続きのしかた》 ☞ ①保険料納入通知書 ②通帳 ③通帳の印鑑 を持って、役場窓口 又は 町内の金融機関 でお申し込みください。

◎介護保険に関するお問い合わせ先 → 森町役場 保健福祉課介護保険係 ☎ 7-1085
森町砂原支所 町民福祉課福祉保険係 ☎ 8-3111